

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号				
手続名	地方公共団体等への貸付けの最高限度の認可（漁協）			根拠条項	第11条の7				
審査基準	水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）第2条及び第8条の規定によることとする。								
受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	1月	目次	80
						標準経由期間	日	No.	